

蒲郡市下水道使用料過誤納金等返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道使用料に係る過誤納金のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条の規定に基づく消滅時効により返還することができないもの（以下「返還不能金」という。）について、下水道使用料返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、当該返還不能金を納付した者（以下「納付者」という。）の不利益を補填し、下水道事業に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(支出の根拠)

第2条 返還金は、地方自治法第232条の2の規定に基づく支出とする。

(返還金支払対象者)

第3条 市長は、返還不能金が生じたときは、納付者に対し、返還金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは、当該相続人に対し、返還金を支払う。ただし、相続人が複数あるときは、相続人の代表者は、相続人全員が記入した相続人代表者指定届出書（第1号様式）を市長に提出するものとし、市長は、当該代表者に返還金を支払うものとする。

3 市長は、過誤納金が納付者の虚偽その他の不正な手段により生じた場合等返還金を支払うことが第1条の目的に合致しないと認められるときは、返還金を支払わないことができる。

(返還金の額等)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 返還不能金額

(2) 利息相当額

2 前項第1号の返還不能金額は、市の保有する帳票等又は納付者が所持する領収書等により納付が確認できる返還不能金の合計額とする。

3 第1項第2号の利息相当額は、返還不能金額の納付のあった日（以下「納付日」という。）の翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、当該返還不能金額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率（納付日における率とする。以下「法定利率」という。）を乗じて算出した額（その乗じて算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と

する。

- 4 返還金を支払う期間は、納付日の翌日から起算して20年を経過する日までの限度とする。

(返還金の通知及び請求)

第5条 市長は、返還金を支払うときは、その支払を受ける者にその額等を下水道使用料返還金支払決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、下水道使用料返還金請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

(返還金の支払)

第6条 市長は、前条第2項の規定による請求があったときは、速やかに返還金を支払うものとする。

(返還金の返還)

第7条 市長は、返還金の支払を受けた者が、偽りその他不正な手段により返還金の支払を受けたとき、又は相続人代表者指定届出書及び下水道使用料返還金請求書に記載された事項が事実と相違するときは、次に掲げる額の合計額をその者から返還させるものとする。

(1) 返還金の支払を受けた額

(2) 返還金の支払を受けた日の翌日から返還する日までの日数に応じ、前号の額に法定利率(返還金の支払を受けた日における率とする。)を乗じて算出した額

(雑則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年1月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱に基づく返還金の支払は、平成18年1月13日以降に納付があった返還不能金について適用する。

第1号様式（第3条関係）

相続人代表者指定届出書

年 月 日

蒲郡市長 様

蒲郡市下水道使用料過誤納金等返還金支払要綱第3条第2項の規定に基づき、被相続人に対する返還金を受領する相続人代表者として、次のとおり届け出ます。

なお、この件に関して、いかなる事情が生じたとしても、相続人代表者である私が責任をもって解決するとともに、この届出書に記載された事項が事実と相違する場合には、蒲郡市下水道使用料過誤納金等返還金支払要綱第7条の規定に基づき返還金等を市に返還することに異議ありません。

被相続人	氏名		死亡年月日	
	住所			

相続人代表者	氏名		続柄	
	住所			
	電話番号			

相続人	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			
	氏名		続柄	
	住所			

備考 相続人全員の署名又は記名押印をお願いします。

第3号様式（第5条関係）

下水道使用料返還金請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

住所

氏名

電話番号

蒲郡市下水道使用料過誤納金等返還金支払要綱第5条第2項の規定に基づき、
次のとおり請求します。

水栓番号	
排水設備番号	
返還金額	

振込先	金融機関名	
	支店等名	
	預金種目	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	

備考 署名又は記名押印をお願いします。